

妙高戸隠連山国立公園シンボルマーク使用規程

環境省信越自然環境事務所

妙高戸隠連山国立公園は火山・非火山の多様な山岳が密集し、点在する高原、湖沼がこれらと相まって一体的な自然景観を作り出している。上信越高原国立公園から平成27年3月27日に分離独立して誕生した妙高戸隠連山国立公園を記念して、公募によりシンボルマークを決定した。

このシンボルマークの適正な使用を確保するために、使用規程を以下のとおりとする。

(趣旨)

第1条 本規程は、妙高戸隠連山国立公園シンボルマーク(以下、「シンボルマーク」)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程が対象とするシンボルマークのデザインは、別添使用マニュアルによる。

(使用できる者及び範囲)

第3条 シンボルマークを使用できる者は、妙高戸隠連山国立公園を愛し、本規程の目的に賛同する団体又は個人とする。また、営利を目的とした商品等への使用も可能とする。

(禁止事項)

第4条 次の事項に該当する使用は、行ってはならない。

- (1) 妙高戸隠連山国立公園のイメージや信用を害し、又は害するおそれがある使用
- (2) 法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある使用
- (3) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する使用
- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとしての使用

(デザイン)

第5条 シンボルマークの使用にあたっては、別添使用マニュアルを遵守すること。

(規定の履行)

第6条 シンボルマークを使用する者は、使用規程を履行しなければならない。

第7条 シンボルマークの使用については、事前の届出制とする。使用者は、別添届出書により使用目的、使用方法(対象、期間、箇所等)を事前に、信越自然環境事務所に届出ることとする。

(改善の指示等)

第9条 使用規程に従わない利用に対し、信越自然環境事務所は改善や使用の差し止めを指示することができる。この場合、使用規定に従わない使用をしていた者に損害が生じても、信越自然環境事務所はその責めを負わない。

(権利)

第10条 シンボルマークに関する一切の権利は、信越自然環境事務所に属する。

(附則)

この規程は、平成27年11月24日から施行する。

(届出様式)

妙高戸隠連山国立公園シンボルマーク使用届出書

妙高戸隠連山国立公園シンボルマークを使用したいので、使用規程第7条に基づき、次のとおり信越自然環境事務所へ届け出ます。

平成 年 月 日

届出者の氏名（団体にあつてはその名称）：

住所および連絡先：

目的	
概要 (使用対象、場所、期間及び 箇所 等)	
備考 (有償物か否か、添付資料 等)	

※1 具体的な概要書、企画書、書面等があれば、資料として添付すること。

※2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

※3 FAX または E メールでの届出も可とする。

(参考1)

環境省信越自然環境事務所

所在地：〒380-0846 長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 3F

電話番号：026-231-6572

FAX 番号：026-235-1226

E-mail：NCO-NAGANO@env.go.jp